多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年7月1日

鴻巣市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				郷地、安養寺、笠原	無	令和元年度 ~ 令和5年度	笠原農地環境保全広 域協定運営委員会
0				常光	無	令和元年度 ~ 令和5年度	常光農業環境保全会
0				小谷	無	令和元年度 ~ 令和5年度	上新田地域資源保全 会

※事業の種類 1号事業:多面的機能支払交付金、2号事業:中山間地域等直接支払交付金、3号事業:環境保全型 農業直接支払交付金、4号事業:その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業